

令和6年第5回奥州市農業委員会総会

議 事 録

(令和6年5月24日)

奥州市農業委員会

令和6年第5回奥州市農業委員会総会議事録

令和6年5月24日(金) 午前9時30分

奥州市役所 講堂

第1 会期の決定

第2 議事録署名委員の指名

第3 諸般の報告

第4 議事

報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について

報告第2号 農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知について

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否決定について

議案第2号 農用地利用集積計画の決定について

議案第3号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の決定について

議案第4号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について

議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について

議案第6号 農地法の適用外証明願に対する可否決定について

議案第7号 農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について

出席委員（23名）、欠席委員（0名）

1 千葉 英宏	2 小野寺 和明	3 伊藤 周治
4 佐々木 生子	5 佐藤 豊	6 松戸 正雄
7 菊地 隆文	8 星 洋子	9 千田 傳
10 三浦 正幸	11 佐藤 守	12 岩渕 壽子
(欠番)	14 渡部 昭吉	15 小澤 靖
16 鈴木 喜一	17 紺野 弘行	18 家子 洋子
19 浅野 輝夫	20 佐々木 斉	21 植松 郁男
22 小野 鮮悦	23 鈴木 哲也	24 阿部 恒久

農地利用最適化推進委員

- 2 高橋 義典
- 20 阿部 成明
- 28 岩渕 修
- 38 岩嶋 廣

事務局職員

- 事務局長 井面 宏
- 事務局長補佐 佐々木 治彦
- 農地係 係長 佐藤 茂樹
- 上席主任 村上 真紀
- 主事 佐々木 翔琉
- 農業振興係 係長 菅野 伸
- 主事 小原 朋世

議長 ただいまより、令和6年第5回奥州市農業委員会総会を開会いたします。
欠席の届出委員はおりません。出席委員は定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたします。

なお、農業委員会等に関する法律第29条第1項の規定に基づき、高橋義典推進委員、阿部成明推進委員、岩渕修推進委員、岩嶋廣推進委員に出席を求めています。

委員が発言しようとするときは、議長の許可を得てご起立のうえ発言するようお願いいたします。

本日の会議は、総会日程にしたがって進めてまいります。

議長 日程第1、会期の決定を議題といたします。
お諮りいたします。会期を本日1日限りとしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。よって、会期は本日1日限りと決定されました。

議長 日程第2、議事録署名委員の指名を行います。
議事録署名委員は、奥州市農業委員会会議規則第13条の規定に基づき当職より指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。よって、22番、小野鮮悦委員、2番、小野寺和明委員の2人を指名いたします。

議長 日程第3、諸般の報告を行います。
事務局長をして、諸般の報告をいたさせます。

事務局長 それでは主要な会務についてご報告し、諸般の報告といたします。令和6年4月18日から令和6年5月16日までの主な内容をご報告申し上げます。4月25日、第4回農業委員会総会を開催し、農地案件等9件について審議決定しております。同日、第1回農業者年金加入推進部長会議を開催し、令和5年度加入推進活動実績報告について協議しております。5月1日、同月13日、それぞれ農地利用最適化推進委員選考委員会を開催し、推進委員の選考を行っております。5月13日、第4回運営委員会を開催し、総会への付議案件について協議いたしております。

以上でございます。

議長 以上、諸般の報告が終わりましたので、質問に入ります。
質問がありましたら、ご発言願います。

(「なし」の声あり)

議長 質問なしと認め、諸般の報告を終わります。

議長 日程第4、議事に入ります。
報告第1号、農地法第3条の3の規定による届出についてを議題といたします。
事務局をして、報告の説明をいたさせます。

(「議長」の声あり)

議長 佐藤農地係長。

係長 今月の報告件数は65件です。相続又は遺贈による所有権の移転で、委員会へのあっせん希望は番号9、番号10、番号13、番号34、番号41、番号44、番号49の7件です。番号9、10について水沢西担当の小野委員、佐倉河担当の千葉委員に、番号13について水沢東担当の佐藤委員に、番号34について藤里担当の小澤委員に、番号41について岩渕委員、紺野委員に、番号44について前沢担当の鈴木委員に、番号49について古城担当の小野寺委員に情報提供をさせていただきたく予定です。また、水沢、江刺、前沢担当の農業公社の農地コーディネーターにも情報提供予定です。市外の方への相続となるのが、番号9、番号10、番号13、番号14、番号23、番号25から番号34まで、番号39、番号40、番号43、番号64の19件です。以上、ご報告します。

議長 報告第1号について、報告説明が終わりましたので、質問に入ります。質問がありましたら、ご発言願います。

(「議長」の声あり)

議長 6番、松戸正雄委員。

6番委員 6番、松戸です。61番ですが、あっせん希望はありますが、報告にないですけども大丈夫ですか。以上です。

(「議長」の声あり)

議長 佐藤農地係長。

係長 はい。大変申し訳ございません。漏れておりましたので、後程精査して情報提供させていただきたいと思っております。ご指摘ありがとうございます。

(「議長」の声あり)

議長 15番、小澤靖委員。

15番委員 はい。15番、小澤です。34番の案件です。あっせんの希望があるということで

通知が来たので、近隣の農家に募ってみたのですが、何か畑については、不動産屋さんが入ってるということで、私自身は取り止め、取り止めっていいですか、そちらで進むんだらうなと思っております。その辺の情報は何かあるのでしょうか。わかればお願いします。

(「議長」の声あり)

議長 佐藤農地係長。

係長 本庁では、残念ながらそこまで情報を掴んでおりません。分室には確認したいと思っておりますが、すでにあっせんの希望がありましたけれども、仲介に入ってる方々があつて話が進むようであれば、そちらを優先していただいてよろしいかと思えます。よろしく願いいたします。

(「議長」の声あり)

議長 15番、小澤靖委員。

15番委員 わかりました。

議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質問なしと認め、報告第1号を終結いたします。

議長 報告第2号、農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知についてを議題といたします。

事務局をして、報告の説明をいたさせます。

(「議長」の声あり)

議長 佐々木主事。

主事 今月の報告件数は3件です。解約の理由は、耕作不便による解約2件、売り渡すための解約1件となっております。また、関連議案についてですが、事前にお配りしておりました議案関連表のとおりです。以上、ご報告します。

議長 報告第2号について、報告説明が終わりましたので、質問に入ります。質問がありましたら、ご発言願います。

(「なし」の声あり)

議長 質問なしと認め、報告第2号を終結いたします。

議長 議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否決定についてを議題といたします。

事務局をして、議案の提案説明をいたさせます。

(「議長」の声あり)

議長 佐々木主事。

主事 今月の案件は、所有権の移転が6件、賃貸借権の設定が2件、使用貸借権の設定が2件の計10件です。番号1は売買で、総額10万円です。番号2は売買で、金額3万円です。番号3は、労力不足のため贈与するものです。番号4は、高齢化のため贈与するものです。番号5は、新規就農のため贈与を受けるものです。耕耘機を所有しており、自家用野菜を作付け予定です。番号6は、規模拡大のため、賃貸借権を設定するものです。賃借料は年額13万8,000円です。譲受人は現在市内に農地を所有していませんが、他自治体に約2.8haの耕作面積があることを添付の耕作証明書で確認しています。トラクター、モアを所有しており、ここは牧草とする予定です。牧草は酪農家へ販売します。番号7は、労力不足のため、賃貸借権を設定するものです。賃借料は物納で、10aあたり玄米60kgです。番号10は、親戚へ贈与するものです。以上10件について、取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、通作距離及び面積要件について問題がなく、許可の要件をすべて満たしていることを事前に確認しております。ご審議よろしくお願ひします。

議長 議案第1号について、提案説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑がありましたら、ご発言願ひします。

(「議長」の声あり)

議長 14番、渡部昭吉委員。

14番委員 14番、渡部です。6番の方、首長から譲り受けるということでした。それで先程の説明で、その自治体にも農地をお持ちですよ。今回借りる農地は隣接とかしてる土地でしょうか。それから牧草と言ってましたが、現状が草地になっているのか確認したいと思います。

(「議長」の声あり)

議長 佐々木主事。

主事 はい。先程の質問についてですが、まず、今回この賃貸借権を設定する農地は、隣接してる農地とかというわけではないんですが、その自治体にも営農拠点があって、そこから機械等を運んで耕作を行っていく予定というものでした。そして、この農地は、おっしゃっていたように草地として、牧草を育てるところとして、現状は畑として扱っている農地でした。以上です。

議長 よろしいですか。

14番委員 はい。

(「議長」の声あり)

議長 1番、千葉英宏委員。

1 番委員 1 番の千葉です。今の 6 番についてです。そもそも論として、首長が農地を持てるということはいいんでしょうか。

(「議長」の声あり)

議長 佐々木主事。

主事 はい。千葉委員のご質問にお答えします。今回、議案には首長が譲り渡し人ということになっているんですが、この農地はその自治体が所有している農地になっておりまして、今回の賃貸借権を設定するにあたって、その代表として首長が譲り渡し人として、賃貸借権の契約を行うものになっておりました。以上です。

(「議長」の声あり)

議長 佐藤農地係長。

係長 私から、ただいまの説明に補足をさせていただきます。もともとここはその自治体の牧野でした。牧野ですので、畑なのか、ただの草地なのかということはありませんけども、牧草を育てるということであれば肥培管理しておりますので、畑という認識で農地扱いにしております。なぜ農地を持っているのかということになると、牧野条例に基づいてやっていたということになりますし、今回貸借をするにあたって、牧野は廃止する方向で考えていらっしゃるということは聞いておりました。以上です。

議長 いいですか。

1 番委員 ありがとうございます。

議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 なしと認め、質疑を終結いたします。

意見、討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 なしと認め、意見、討論を終結し、これより採決いたします。

本案については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。よって、議案第 1 号は、原案のとおり許可と決定されました。

議長 議案第 2 号、農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局をして、議案の提案説明をいたさせます。

(「議長」の声あり)

議長 佐々木主事。

主 事 今月の案件は、利用権の設定が 30 件、所有権の移転が 15 件の計 45 件です。以上、改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項に規定する各要件を満たしていると考えます。また、新規申請分については、借り人又は譲受人が認定農業者等であることを併せて確認しております。ご審議よろしく申し上げます。

議 長 議案第 2 号について提案説明が終わりましたが、本議案につきましては、議席番号 3 番、伊藤周治委員が番号 8 に関連がありますので、農業委員会等に関する法律第 31 条の規定により、番号 8 を除き質疑に入ります。質疑がありましたら、ご発言願います。

(「議長」の声あり)

議 長 8 番、星洋子委員。

8 番委員 8 番の星洋子です。確認なんですけども、先程の報告第 2 号の 3 番の関連ということで、今の 20 番のところに地番が 6 筆とか 8 筆とかってなってますが、これは同じ方で、今まで差の部分っていうのは自作だったんでしょうか。

(「議長」の声あり)

議 長 佐藤係長。

係 長 はい、ただいまの星委員からのご質問にお答えします。解約の件数と今回設定する部分で差が出ておりますが、差が出てる 2 筆分につきましては、自作地の田んぼとなっております。以上でございます。

議 長 よろしいですか。

8 番委員 はい。

議 長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 なしと認め、質疑を終結いたします。

意見、討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 なしと認め、意見、討論を終結し、これより採決いたします。

本案については、番号 8 を除き、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第 2 号は、番号 8 を除き、原案のとおり決定されました。

次に、番号 8 に係る農用地利用集積計画の決定についてを審議いたします。当案件については、農業委員会等に関する法律第 31 条の規定により、3 番委員の退席をお願いします。

(午前9時53分 退席)

議長 番号8の質疑に入ります。質疑がありましたら、ご発言願います。

(「なし」の声あり)

議長 なしと認め、質疑を終結いたします。

意見、討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 なしと認め、意見、討論を終結し、これより採決いたします。

本案の番号8については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。よって、議案第2号の番号8については、原案のとおり決定されました。

3番委員の退席を解除します。

(午前9時54分 着席)

議長 議案第3号、農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局をして、議案の提案説明をいたさせます。

(「議長」の声あり)

議長 佐藤農地係長。

係長 今月の案件は4件です。いずれも、農地中間管理機構が貸付人から賃貸借の権利の設定を受けると同時に、借受人へ同じ貸借の設定を行うものです。転貸に関しては、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項第4号の規定による利害関係者等からの同意を得ております。以上、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定する各要件を満たしていると考えます。また、借受人が認定農業者等であることを併せて確認しております。ご審議よろしくお願います。

議長 議案第3号について、提案説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑がありましたら、ご発言願います。

(「なし」の声あり)

議長 なしと認め、質疑を終結いたします。

意見、討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 なしと認め、意見、討論を終結し、これより採決いたします。

本案については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第3号は、原案のとおり決定されました。

議 長 議案第4号、農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見決定についてを議題といたします。

事務局をして、議案の提案説明をいたさせます。

(「議長」の声あり)

議 長 村上上席主任。

上席主任 今月の案件は1件です。番号1は、共同住宅3棟を整備するものです。非農地を含む総事業面積は2,952.19㎡です。補足説明資料に記載のとおり立地基準及び一般基準ともに満たしており、許可相当であると判断しております。以上、提案説明を終了いたします。ご審議よろしくお願ひいたします。

議 長 ここで現地確認報告を求めます。

番号1について、阿部成明推進委員お願いします。

推進委員 最適化推進委員の阿部と申します。5月9日、佐々木委員、事務局の村上上席主任、安倍主任と私の4名で現地を確認いたしました。地目は田んぼで、すべての優良な保安全管理をされてございました。共同住宅3棟を建設予定ということでございます。妥当な内容の転用計画であると判断いたしましたので、報告いたします。よろしくお願ひいたします。

議 長 ただいまの報告について、20番、佐々木齊委員より補足説明はありませんか。
20番委員 はい。阿部推進委員さんの言うとおりです。よろしくお願ひします。

議 長 議案第4号について、提案説明及び現地確認報告が終わりましたので、質疑に入ります。質疑がありましたら、ご発言願ひします。

(「なし」の声あり)

議 長 なしと認め、質疑を終結いたします。

意見、討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 なしと認め、意見、討論を終結し、これより採決いたします。

本案については、原案のとおり許可相当と決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第4号は、原案のとおり許可相当と決定されました。

議 長 議案第5号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定につ

いてを議題といたします。

事務局をして、議案の提案説明をいたさせます。

(「議長」の声あり)

議長 村上上席主任。

上席主任 今月の案件は11件です。番号1は、売買により宅地分譲8区画を整備するものです。番号2は、使用貸借により資材置き場を整備するものです。隣接する既存資材置き場を拡張する計画で、非農地を含む総事業面積は1,116㎡です。番号3は、売買により宅地分譲2区画を整備するものです。番号4は、売買により特定建築条件付売買予定地として27区画を整備するものです。特定建築条件付売買予定地とは、宅地造成後の土地を土地購入者と土地売買契約時おおむね3ヶ月以内に転用事業者が指定する建築業者との建築請負契約を締結すること、期間内に建築請負契約が締結されない場合は、土地売買契約解除することの条件が付された土地となります。さらに販売できなかった土地がある場合は、自ら建築する条件も付いています。当該事業計画においては、令和9年度末時点で条件付きの売買契約成立に至っていない宅地については、全て転用事業者において建売住宅を令和11年度末までに整備する内容の誓約が出されています。今回の計画については、非農地を含む総事業実測面積は8,436.57㎡です。番号5は、売買により共同住宅2棟を整備するものです。番号6から8は、売買により工場立地法による緑地として取得するものです。総事業面積は8,682㎡です。番号9は、贈与により自己住宅を整備するものです。事業実測面積は390.73㎡です。番号10は、使用貸借により事務所及び社宅を整備するものです。隣接する作業所等が手狭となったことにより新たに事務所等を整備する計画で、事業実測面積は470.75㎡です。番号11は、使用貸借により自己住宅を整備するものです。非農地を含む総事業実測面積は310.94㎡です。いずれも補足説明資料に記載のとおり立地基準及び一般基準ともに満たしており、許可相当であると判断しております。以上、提案説明を終了いたします。ご審議よろしくお願いたします。

議長 ここで、現地確認報告を求めます。

番号1から番号4について、高橋義典推進委員お願いします。

推進委員 はい。現地確認報告をいたします。5月10日、渡部委員、事務局の佐藤係長、村上上席主任と私の4名で、番号1番から4番までの案件について現地確認を行いました。転用により周辺農地や水路に及ぼす影響はなく、適切に管理されており事前着工もないことから、妥当な内容の転用計画であると判断しました。番号1から3が管理された草地、番号4番が去年まで作付されたと見られる稲株の残る田んぼになっておりました。以上、報告いたします。

議長 ただいまの報告について、14 番、渡部昭吉委員より補足説明はありませんか。
14 番委員 ありません。

議長 次に、番号 5 について、阿部成明推進委員お願いします。

推進委員 同じく 5 月 9 日、佐々木委員、事務局の村上上席主任、安倍主任と私の 4 名で
現地確認をいたしました。計画に見合う資金の裏付けもあることから、転用の確
実性は問題ないというふうを考えられます。以上です。

議長 ただいまの報告について、20 番、佐々木齊委員より補足説明はありませんか。
20 番委員 はい。阿部推進委員さんの言うとおりでございます。よろしくをお願いします。

議長 次に、番号 6 から番号 9 について、岩淵修推進委員お願いします。

推進委員 はい。報告いたします。5 月 9 日、佐藤委員、事務局の佐藤係長、村上上席主任
と私の 4 名で、番号 6 番から 9 番まで建築確認を行いました。転用による周辺農
地や水路に及ぼす影響はなく、適切に管理できており事前着工もないことから、
妥当な内容の転用計画であると判断いたしました。なお、現状は工場の横にある
田んぼで適正に管理されておりました。9 番につきましては、現況が畑地となっ
ておりましたが、これも事前着工等がなく適正に管理されておりました。以上で
報告を終わります。

議長 ただいまの報告について、5 番、佐藤豊委員より補足説明はありませんか。

5 番委員 はい。特にございません。

議長 次に、番号 10 及び番号 11 について、岩嶋廣推進委員お願いします。

推進委員 はい。それでは報告いたします。5 月 8 日、三浦正幸委員、事務局の佐藤農地
係長、村上上席主任と私の 4 名で、番号 10 から 11 番までの案件について現地確
認を行いました。転用により周辺農地や水路に及ぼす影響はなく、適切に管理さ
れており事前着工もないことから、妥当な内容の転用計画であると判断しました。
なお、現地の状況ですが、番号 10 は田んぼとなっておりますが草が生えていて、
ここに物を建てるという内容で支障ないと見ました。番号 11 に関しては植木、そ
れから花などが植えてありましたが、そこにも建てるという内容で、別に支障な
いということで終わりました。以上、報告いたします。

議長 ただいまの報告について、10 番、三浦正幸委員より補足説明はありませんか。
10 番委員 はい。今、説明のあったとおりでございます。よろしくお願ひいたします。

議長 議案第 5 号について、提案説明及び現地確認報告が終わりましたので、質疑に
入ります。質疑がありましたら、ご発言願います。

(「議長」の声あり)

議長 1 番、千葉英宏委員。

1 番委員 1 番、千葉です。番号 4、それから番号 6、7、8 についてですが、これらは都

市計画法による開発行為の手続きが行われるのかという質問が1点目です。2点目は番号6、7、8については緑地帯ということなんですが、その開発行為の審議がされるならば、その時点で計画の手続きがとられるということによろしいのでしょうか。

(「議長」の声あり)

議長 村上上席主任。

上席主任 はい。都市計画法の開発行為についてですが、まず、番号4番につきましては、転用申請と同じくして、都市計画課にも許可申請をしております。ただいま、審査中ということで、農地転用の許可日と同日に都市計画法の開発行為の許可も出ることとなっております。合わせての許可となる予定になっております。続きまして、番号6、7、8の件につきましては、都市計画法の開発行為に該当するかどうかということなんですけれども、都市計画課に確認をしたところですね、その上に建物等建築することがないのであれば、申請は不要ですということで確認を取って取りましたので、こちらは許可申請はなされておられません。以上です。

(「議長」の声あり)

議長 1番、千葉英宏委員。

1番委員 はい、わかりました。ありがとうございます。

議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 なしと認め、質疑を終結いたします。

意見、討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 なしと認め、意見、討論を終結し、これより採決いたします。

本案については、原案のとおり許可相当と決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。よって、議案第5号は、原案のとおり許可相当と決定されました。

議長 議案第6号、農地法の適用外証明願に対する可否決定についてを議題といたします。

事務局をして、議案の提案説明をいたさせます。

(「議長」の声あり)

議長 村上上席主任。

上席主任 今月の案件は1件です。番号1は駐車場として利用しており、農地以外の現況地目となっています。以上、ご審議よろしくお願いたします。

議長 ここで、現地確認報告を求めます。
番号1について、高橋義典推進委員お願いします。

推進委員 はい、現地確認の報告をいたします。5月10日、渡部委員、事務局の佐藤係長、村上上席主任と私の4名で、番号1番の案件について現地確認を行いました。農地の復旧が困難かつその状態となつてから20年以上経過していることから、適用外もやむを得ないものと判断しました。なお、現地の状況は、砂利を敷き詰められ整地管理された状態になっておりまして、道路もすぐ隣接してることから、農地としての復旧は困難なんだろうなというところでした。報告終わります。

議長 ただいまの報告について、14番、渡部昭吉委員より補足説明はありませんか。
14番委員 ありません。

議長 議案第6号について、提案説明及び現地確認報告が終わりましたので、質疑に入ります。質疑がありましたら、ご発言願います。

(「なし」の声あり)

議長 なしと認め、質疑を終結いたします。
意見、討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 なしと認め、意見、討論を終結し、これより採決いたします。
本案については、証明願のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。よって、議案第6号は、証明願のとおり決定されました。

議長 議案第7号、農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表についてを議題といたします。

事務局をして、議案の提案説明をいたさせます。

(「議長」の声あり)

議長 佐々木事務局長補佐。

局長補佐 農業委員会等に関する法律等により、農業委員会は、農地等の利用の最適化推進状況、その他、事務の実施状況を公表することとされており、国が定める様式により令和5年度の農地利用の最適化の推進の状況、その他事務の実施状況をまとめたものです。まず、「Ⅰ 農業委員会の状況」で、令和5年4月1日現在のものとなります。こちらの説明は省略いたします。続いて、「Ⅱ 最適化活動の実施状況」の「1 最適化活動の成果目標」の「(1) 農地の集積」です。①が現状と課

題、②が目標、③が実績となります。昨年度当初の現状における集積率が63.5%、目標集積率66.2%に対し63.6%で、達成率96.06%でした。農業委員会の点検結果を「担い手への農地集積が頭打ちの状況にあり、今後、面的集積及び労働力確保など継続性のある農地利用を促す必要がある」と整理しました。「(2) 遊休農地の発生防止解消」は、①が現状と課題、②が目標、③が実績となります。緑区分の遊休農地解消目標を3.0haとしていましたが、昨年度実績では0.3haで10%の達成率でした。④その他については、昨年度実施した利用状況調査、利用意向調査について記載しております。ここについての農業委員会の点検結果を「委員による所有者等への働きかけを随時実施したが、目標達成とはならなかった」と整理しました。「(3) 新規参入の促進」は、①が現状と課題、②が目標、③が実績となります。新規参入者への貸付け等について農地所有者の同意を得たうえで公表する農地面積の目標61.2haに対し実績も同様の61.2haでした。ここについての農業委員会の点検結果を「新規参入者は僅かながら増加傾向にある、また貸付同意を得た農地についても目標達成ができた」と整理しました。次に「2 最適化活動の活動目標」の「(1) 推進委員等が最適化活動を行う日数」は記載のとおりです。

「(2) 活動強化月間の設定」は①が目標、②が実績で、ほぼ目標とおり実施できたものです。「(3) 新規参入相談会への参加」ですが、目標2回に対し実績5回でした。目標の達成状況の標語については、下段の推進委員等の点検評価結果を反映したものとして整理しております。目標の達成状況の評語は「目標に対し期待どおりの結果が得られた」と整理しました。続いて、「Ⅲ 事務の実施状況」について記載しております。内容については、事業報告書と重複している箇所がありますので、1から3については割愛いたします。4の違反転用への対応ですが昨年度は0でした。以上で説明を終わりますが、本件につきましては、総会議決後、県を經由し農林水産省へ報告するとともに、市ホームページへ掲載する予定です。ご審議よろしくお願いいたします。

議長 議案第7号について、提案説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑がありましたら、ご発言願います。

(「議長」の声あり)

議長 10番、三浦正幸委員。

10番委員 10番、三浦です。ちょっと表の見方を教えていただきたいんですが、農業委員会の体制、現在の体制ということで、一番最初の表に農業委員23名となっていて、その下に認定農業者って数字ありますけど、これは合計ではないんですね。この23人の中で、これに該当する方がこれだけいますよってということで、合計にはならないということですね。その確認でした。

(「議長」の声あり)

議長 佐々木事務局長補佐。

局長補佐 はい。まず、定数は24名なんですけども実数は23名でございます。うち、認定農業者が15名。それと女性が4名いて、中立委員が1名ということになります。ですので、これを合計して23名ではなく、それぞれの項目に何人いるのかという表の作り方となっています。

(「議長」の声あり)

議長 10番、三浦正幸委員。

10番委員 はい。ありがとうございました。

議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 なしと認め、質疑を終結いたします。

意見、討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 なしと認め、意見、討論を終結し、これより採決いたします。

本案については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。よって、議案第7号は、原案のとおり決定されました。

議長 以上をもちまして、本日の奥州市農業委員会総会を閉会いたします。

事務局長 皆さん、ご起立願います。

議長 ご苦勞様でした。

閉 会 午前10時21分